

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局
【提出日】	平成28年7月7日
【会社名】	小池酸素工業株式会社
【英訳名】	KOIKE SANSO KOGYO CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 横田 修
【本店の所在の場所】	東京都江戸川区西小岩三丁目35番16号 (同所は登記上の本店所在地であり、実際の本社業務は「最寄の連絡場所」 で行っております。)
【電話番号】	03(3624)3111(代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理部長 富岡 恭三
【最寄りの連絡場所】	東京都墨田区太平三丁目4番8号
【電話番号】	03(3624)3111(代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理部長 富岡 恭三
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 小池酸素工業株式会社城北支店 (埼玉県川口市領家三丁目10番19号) 小池酸素工業株式会社千葉支店 (千葉縣市原市八幡海岸通47番地) 小池酸素工業株式会社京浜支店 (神奈川県川崎市川崎区宮本町8番地15) 小池酸素工業株式会社名古屋支店 (愛知県名古屋市瑞穂区牛巻町12番地9) 小池酸素工業株式会社大阪支店 (大阪府大阪市城東区中央二丁目4番15号)

## 1【提出理由】

平成28年6月29日開催の当社第93期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成28年6月29日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

配当財産の種類

金銭

株主に対する配当財産の割当に関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金7円 総額 289,751,553円

剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年6月30日

第2号議案 定款一部変更の件

当社の事業展開、内容の多角化に対応するため、第2条に目的事項を追加し、号数の整備を行う。

取締役および監査役が期待される役割を十分に発揮できるように取締役会の決議によって法令の定める範囲内で取締役および監査役の責任を免除することができる旨の規定を新設するとともに、「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）の施行により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことに伴い、定款第29条（取締役の責任免除）および第37条（監査役の責任免除）の一部を変更する。

第3号議案 取締役14名選任の件

小池哲夫、横田修、石田孝道、横野健一、保坂清仁、小池康洋、小池英夫、富岡恭三、大久保義孝、林智志、平尾公治、坪井亮、羽田知所および小坂敏夫の14名を取締役に選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果 （賛成の割合）
第1号議案	32,343	35	0	（注）1	可決（99.8%）
第2号議案	32,364	14	0	（注）2	可決（99.9%）
第3号議案				（注）3	
小池 哲夫	31,431	947	0		可決（97.0%）
横田 修	31,450	928	0		可決（97.1%）
石田 孝道	31,731	647	0		可決（98.0%）
横野 健一	32,364	14	0		可決（99.9%）
保坂 清仁	32,362	16	0		可決（99.9%）
小池 康洋	31,731	647	0		可決（98.0%）
小池 英夫	32,364	14	0		可決（99.9%）
富岡 恭三	32,364	14	0		可決（99.9%）
大久保 義孝	31,731	647	0		可決（98.0%）
林 智志	32,362	16	0		可決（99.9%）
平尾 公治	32,362	16	0		可決（99.9%）
坪井 亮	32,364	14	0		可決（99.9%）
羽田 知所	32,364	14	0		可決（99.9%）

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
小坂 敏夫	32,362	16	0		可決(99.9%)

- (注) 1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。
3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権の数は加算しておりません。

以 上